

2027年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定

※下線部：変更箇所

2027年規定	2026年規定
第1条 (略)	第1条 (略)
<p>第2条 適用規則</p> <p>JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル競技は、「FIA国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則（本規定ならびにスピード競技開催規定を含む）、<u>2027年</u>（以下「当該年」という。）日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定（第1章および第2章を除く）ならびに当該競技会特別規則」が適用される。</p>	<p>第2条 適用規則</p> <p>JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル競技は、「FIA国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則（本規定ならびにスピード競技開催規定を含む）、<u>2026年</u>（以下「当該年」という。）日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定（第1章および第2章を除く）ならびに当該競技会特別規則」が適用される。</p>
第3条～第4条 (略)	第3条～第4条 (略)
<p>第5条 参加車両</p> <p>当該年度日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条「参加車両」と同一とする。</p> <p>ただし、P車両については<u>2027年</u>全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2条「参加車両」4）に従った改造や取付けが認められる。</p>	<p>第5条 参加車両</p> <p>当該年度日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条「参加車両」と同一とする。</p> <p>ただし、P車両については<u>2026年</u>全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2条「参加車両」4）に従った改造や取付けが認められる。</p>
<p>第6条 クラス区分</p> <p>1. JAFカップオールジャパンジムカーナ</p> <p>当該年度日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第<u>13</u>条1. 1) に<u>従う</u>。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第6条 クラス区分</p> <p>1. JAFカップオールジャパンジムカーナ</p> <p>当該年度日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第<u>12</u>条1. 1) に下記のクラスを加え12クラスで構成される。</p> <p><u>クラスWomen：2輪駆動（FF、FR）のPN車両</u></p> <p>2. (略)</p>
第7条～第8条 (略)	第7条～第8条 (略)
第9条 参加資格と優先順位	第9条 参加資格と優先順位

1. JAFカップオールジャパングムカーナ

(1) 当該年度各地区の地方選手権シリーズの各クラス6位までの者。

(2) 当該年度全日本選手権シリーズの各クラス4位から10位までの者。

(3) 組織委員会の選考に基づく者。

ただし、前項(1)および(2)に定めてある参加資格および優先順位を妨げてはならない。

(4) 当該年度全日本選手権シリーズの各クラス3位以内の者

ただし、前項(1)および(2)に定めてある参加資格および優先順位を妨げてはならない。

2. JAFカップオールジャパングムカーナ

(1) 当該年度全日本選手権シリーズの各クラス10位までの者。

(2) 当該年度各地区の地方選手権シリーズの各クラス6位までの者

(3) 組織委員会の選考に基づく者。

ただし、前項(1)および(2)に定めてある参加資格および優先順位を妨げてはならない。

(4) 第6条2.のクラスWomenの参加者は、女性(公的な書類等による性別が女性(FEMALE))とし、且つ前項(1)～(3)の何れかを満たさなければならない。

第10条～第14条(略)

第15条 賞の授与

1. JAFカップオールジャパングムカーナ

1) JAFカップ

各クラスで1位となった者に対し、JAFカップを授与し、また2位～6位となった者に対し賞典を与える。

2) JAFカップWomen

JAFカップオールジャパングムカーナの女性(公的な書類等による性別が女性(FEMALE))参加者のうち、下記の方法により決定された順位で1位となった者に対し、JAFカップを授与し、また2位～6位となった者に対し賞典を与える。なお、5名以上の参加がな

1. 当該年度全日本選手権シリーズの各クラス10位までの者。

2. 当該年度各地区の地方選手権シリーズの各クラス6位までの者。

3. 組織委員会の選考に基づく者。

ただし、前項1.および2.に定めてある参加資格および優先順位を妨げてはならない。

4. 第6条1.および第6条2.のクラスWomenの参加者は、女性(公的な書類等による性別が女性(FEMALE))とし、且つ前項1.～3.の何れかを満たさなければならない。

第10条～第14条(略)

第15条 賞の授与

JAFカップオールジャパングムカーナ/ダートトライアルの各クラスで1位となった者に対し、JAFカップを授与し、また2位～6位となった者に対し賞典を与える。

い場合は不成立とする。

・当該年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条に基づき、特別規則に明示された方法で決定されたタイムを採用し、当該年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第13条1.

1)に規定されるクラスのうち、自身が参加するクラスのトップタイムとのタイム差が小さい者を上位とし、順位を決定する。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

(1) 2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用する場合

a. 自身が参加するクラスのトップタイムと自身のセカンドタイムとのタイム差が良好な者。

b. 競技会審査委員会の決定による。

(2) ヒートの合計タイムを採用する場合

a. ベストタイムの良好な者。

b. 競技会審査委員会の決定による。

2. JAFカップオールジャパンダートトライアル

各クラスで1位となった者に対し、JAFカップを授与し、また2位～6位となった者に対し賞典を与える。

第16条～第17条（略）

第18条 本規定の施行

本規定は2027年1月1日から施行する。

ただし、第8条および第14条については、2026年6月1日から施行する。

第16条～第17条（略）

第18条 本規定の施行

本規定は2026年1月1日から施行する。

ただし、第8条および第14条については、2025年6月1日から施行する。